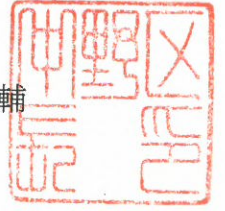


中野区都市計画審議会長 殿

中野区長 田 中 大 輔



中野区都市計画審議会への諮問について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 1 項及び同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、下記の都市計画の案について諮問いたします。

記

- 1 東京都市計画公園中野第 2・2・8 号本町二丁目公園の変更（中野区決定）
〔理由〕
都市計画公園の配置、利用を検討の結果、機能の向上と利用の増進を図るため、変更を行う。
- 2 東京都市計画生産緑地地区の変更（中野区決定）
〔理由〕
生産緑地法第 3 条の規定に基づき、農業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街地区域内において適正に管理されている農地等を指定する。
- 3 東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（東京都決定）
〔理由〕
東京都知事から都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定による意見照会があり、回答するため。
- 4 東京都市計画防災街区整備方針の変更（東京都決定）
〔理由〕
東京都知事から都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定による意見照会があり、回答するため。

以上